

○石岡市ふるさと応援寄附返礼品募集要領

(目的)

第1条 この要領は、ふるさと納税制度を活用し、市内産業の振興及び地域の活性化に繋げるため、寄附者へ返礼品として進呈する商品やサービスの募集について必要なことを定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 石岡市に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2及び第314条の7の規定に基づく寄附を行うことをいう。
- (2) 地元特産品等 地元事業者により市内で製造、加工、採取、栽培若しくは販売される商品又は提供サービス（市外原料を市内で加工したもの及び市産原料を市外で加工したものを含む。）で、石岡市の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素を持つものをいう。
- (3) 地元事業者
 - ア 地元特産品等を取り扱う市内に本社（本店）を有する法人その他団体又は個人事業者をいう。
 - イ 地元特産品等を取り扱う市内に支社（支店）、事業所又は工場を有する法人その他団体又は個人事業者で、特に市長がふるさと応援寄附に寄与すると認めるものをいう。
- (4) 提供事業者 地元特産品等の提供をしている地元事業者のうち、この要領に基づき、返礼品の提供について市長の承認を得たものをいう。
- (5) 寄附者 石岡市に対しふるさと納税を行った者をいう。
- (6) 返礼品 提供事業者が取扱いを行う地元特産品等のうち、寄附者に進呈することで、石岡市を広報でき、地元産業の振興につながる要素を持つものとして市長が認めるものをいう。
- (7) 市税等 市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税のことをいう。

(事業内容)

第3条 市長は、寄附者から返礼品の申込みがあったときは、寄附金に応じて当該寄附者が希望する返礼品を進呈するものとする。

2 寄附者への返礼品の送付は、原則として提供事業者が行うものとする。

3 市長は、提供事業者が寄附者に対し返礼品の送付を行った場合、返礼品代及び送料を当該提供事業者を支払うものとする。

(提供事業者の募集)

第4条 市長は、広報紙、その他の広報媒体により、提供事業者を募集することができる。

(提供事業者の資格要件)

第5条 提供事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 各種法令に適合した商品又はサービスの提供を行っている地元事業者であること。
- (2) 参加申込時点において、納期到来分の市税等に滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これに関わりを持つ者でないこと。
- (4) その他市長が公募の際に定める要件を満たしていること。

(事業参加及び返礼品の提供申込)

第6条 返礼品を提供しようとする者（以下「申込者」という。）は、石岡市ふるさと応援寄附返礼品提供申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 同意書（様式第2号）
- (2) 返礼品として提供したい地元特産品等の紹介文書及び写真データ
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 申込者が提供することができる返礼品の価格は、寄附金に対して最大3割（税込、送料別）とする。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、返礼品等の進呈について別に定める。

4 申込者は、返礼品として提供しようとする地元特産品等が受注生産によるなど寄附者への送付までに一定期間を要するもの、又は季節限定品など送付の時期が限られるものである場合は、第1項の申込の際に、その旨を申込書に記載しなければならない。

(申込者及び返礼品の承認)

第7条 市長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、当該申込みに係る書類等の審査、必要に応じて行う実地調査、その他の方法により、地元事業者及び地元特産品等が適当であるか否かを調査し、速やかに、返礼品の採用の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項に規定する採用を決定したときは、石岡市ふるさと応援寄附返礼品採用決定通知書（様式第3号）により、採用を承認しない場合には、石岡市ふるさと応援寄附返礼品不採用決定通知書（様式第4号）により、申込者に通知するものとする。

3 返礼品の承認期間は、石岡市ふるさと応援寄附返礼品採用決定通知書（様式第3号）に記載した期間とする。

4 市長は、申込者が第5条の要件を欠くに至った場合や、申込者又は返礼品が提供にふさわしくないと認められる場合は、採用を取り消すことができる。

(返礼品等の内容変更)

第8条 申込者が、前条第2項の規定による承認を受けた内容を変更する場合には、内容を変更しようとする日の2箇月前までに石岡市ふるさと応援寄附返礼品内容等変更申込書(様式第5号)に第6条第1項に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 前項の規定による内容変更の申込があった場合には、市長は前条の規定に準じて内容変更の手続きを行うものとする。

(提供の辞退)

第9条 申込者が、返礼品の提供を辞退する場合には、辞退をする1箇月前までに石岡市ふるさと応援寄附返礼品提供辞退届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(返礼品の送付)

第10条 市長は、寄附者から返礼品の申込みがあった場合は、発送伝票及び発送者一覧をもって申込者に通知するものとする。

2 申込者は、寄附者に対し前項の通知を受けた日から起算して1箇月以内に返礼品を送付するものとする。

3 申込者は、在庫不足、その他の理由により、返礼品の送付が第1項の規定による通知を受けた日から1箇月を超えることが見込まれる場合は、速やかに、市長に報告しなければならない。

4 申込者は返礼品の送付に際し、石岡市へのふるさと納税に係る返礼品であることを明確に表示しなければならない。この場合において、申込者のパンフレット等を返礼品に同封することができる。

(申込者の責務等)

第11条 申込者は、市長の許可なく事業の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 この事業の実施に係る自社の権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

3 申込者は、提供した返礼品の品質、性能等に関する苦情及び事故に対して責任を持って誠実に対応しなければならない。この場合において、苦情又は事故の事実及び対応の結果を、速やかに、市長に報告しなければならない。

(請求)

第12条 申込者は、返礼品の送付実績を毎月末に取りまとめ、寄附者に返礼品を送付したことを確認できる書類を添えて、第3条第3項に掲げる返礼品代及び送料の合計額を翌

月10日までに、市長に請求するものとする。ただし、3月分については、月末までに請求をするものとする。

2 市長は、前項の規定による報告及び請求があったときには、請求を受けた日から起算して30日以内に、申込者が指定する金融機関口座へ請求金額を振り込むものとする。

(事業広報への協力)

第13条 申込者は、返礼品の写真に係るデータの提供等、石岡市が事業の広報を目的としたチラシその他制作のために必要な協力を行うものとする。

(個人情報の保護)

第14条 申込者は、第10条第1項の規定により提供を受けた個人情報等を、関係法令のほか石岡市個人情報保護条例（平成17年石岡市条例第17号）を順守し、厳重に取り扱うとともに、返礼品の送付以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。これは特産品の提供を行わなくなった後においても同様とする。

2 寄附者から申込者へ直接連絡等があった場合など、申込者が直接寄附者等から入手した個人情報についてはこの限りでない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年3月3日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年1月6日から施行する。